

2018年6月14日
全国港湾17 発第114号
港運同盟発18—第27号

一般社団法人 日本港運協会
会長 久保 昌三 殿
中央労使安全専門委員会
委員長 大塚 昌信 殿

全国港湾労働組合連合会
中央執行委員長 糸谷 欽一郎 

全日本港湾運輸労働組合同盟
会長 新屋 義信 

中央労使安全専門委員会
労側委員長 柏木 公廣 

コンテナ船荷役における安全確保（足場）に係る取り組みに関する要請

既に、中央労使政策委員会において協議し、中央労使安全専門委員会において対策を検討しようとしている標記事案について、港湾労働者の命と安全にかかわる問題であり、早急な取り組みが必要と判断しているところです。

については、中央労使安全専門委員会の開催を待たずに、当該船社に対して労働組合として、別添の通りの緊急の申し入れを取り組む予定です。

したがって、貴協会として、私共が緊急の申し入れの取り組みを進めることについてご承知おき頂き、併せて、貴協会加盟店社、必要であれば当該船社に対して、労働組合の申し入れが行われる旨を周知いただくよう要請します。

以上

<添付> 足場問題に関する申し入れ(当該船社宛)



2018年6月00日
全国港湾00発第0 号
港運同盟発00第00号

船社 殿

コンテナ船荷役における安全確保（足場）に係る通知並びに緊急要請

全国の港において、コンテナ船のラッシング・アンラッシング作業の際、所謂『危険な足場』若しくは『足場の無い』本船における荷役が著しく増加しており、掛かる作業に対し、港湾労働者は生命の危険を冒しながらの港湾労働を強いられている。

また、これまで全国港湾・港運同盟に加盟する各地域組織から本件に関する各該当船社に対し、安全対策を求めてきたが一向に対応・改善されていないのが実情である。

我々は、このような危険極まりない本船荷役については、改善措置がとられない限り、港湾労働者の生命と安全確保を優先すべく、危険荷役との判断から『荷役の拒否』という手段を講じるしかない。

については、下記内容の緊急申入れを行うので直ちに是正措置を講じられたい。

記

1. 港湾労働者からみた、所謂『危険な足場』若しくは『足場の無い』コンテナ船について直ちに実効ある適切な安全確保措置を講じられたい。

また、具体的な対応策についての即答を求める。

2. 以上の緊急要請について直ちに是正措置が講じられなかった場合、港湾労働者の生命と安全確保を優先する立場から、港湾労働者からみた該当本船荷役拒否をやむなく行う場合がある旨通知する。

尚、本船荷役拒否等を行う場合の責任は全て貴社にあることを申し添える。

以上

〔添付:画像での実例〕

〔写:一般社団法人日本港運協会〕